

農業高校における農場実習の特別会計 (農場収入還元金制度)の動向

—中等実業学校の実習指導の歴史について

(研究ノート・その1) —

佐々木 享

はじめに

本稿では、現代日本の中等職業教育の一環を構成している農業高等学校における実習に注目し、農業高等学校の実習に特有のいわゆる農場収入還元金制度が農業教育に果たしている役割と最近の変化の動向を教育学の観点から解明しようとする。なお農業科を置く学校の殆どすべては公立高等学校なので、以下では都道府県立の農業高等学校について述べる。都道府県立の高等学校の教育に要する費用は、一般に、学校の経費の設置者負担主義により都道府県が負担している。いわゆる職業高等学校（職業に関する学科を設置している高等学校）も例外ではない。ところが、実習にともない一定額の収入があがる農業に関する学科、水産に関する学科の実習費用については、その実習収入と対応して、一般会計とは独立した独特の会計制度が採用されている場合が多い。その概略を言えば、前年度の収入を一般会計ではなく農業高校の実習費に関する特別会計に納入すると、それが翌年度の実習費として令達されるシステムである。本稿では、このシステムを農場収入還

元金制度と称することとする。なお「還元」とは「根源に復帰させること。もとに戻すこと。」を意味する（『広辞苑』）ので、「還元金制度」という呼称は、令達された金額をそのまま県の特別会計に納入することから生まれたものである。制度上の名称は都道府県ごとに違っている可能性があり、たとえば新潟県の場合は、「農水産高等学校実習費特別会計」と称していた。農業科と水産科とを別々の会計で扱っている都道府県も多い。本稿では事柄が会計制度上の違いに基づいていることに注目して「特別会計」（いわゆる農場収入還元金制度）と称することとする。

この実習収入還元金制度については、問題を指摘しながらもこれを容認する意見とこれが農業実習ひいては農業教育をゆがめてきたとする意見が錯綜している。後者の意見はかなり早くから指摘されてきたが、今日なお大半の道県はこのシステムを採用している。しかし、広範に実施されているにもかかわらず、農業という一部の学科にのみ採用されているシステムなので、その問題の存在自体が当該学科の教職員などごく一部の者に知られているに過ぎないうらみがある²⁾。なお水産に関する学科にも同様の問題のあることが知られているが、この学科については別の機会に譲ることとする。

現代の学制では農業高等学校（農業高校はその略称）という学校制度は存在しない。ここでいう農業高等学校とは、高等学校設置基準における分類（いわゆる大学科）にいう「農業に関する学科」を設置している高等学校を指し、これを農業高校と略称することとする。本稿で事例として取りあげる新潟県立村上桜ヶ丘高等学校のように、農業科の他に農業以外の学科を併置している場合には農業高等学校とは名乗らない場合が多いが、このような場合にも本稿では農業高等学校（または農業高校）と称することとする。

I 農業高校の実習の態様——新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の場合

(1) 学校の概要

新潟県立村上桜ヶ丘高等学校は、1912（明治45）年に新潟県岩船郡立村上実科高等女学校として発足し、1922年に新潟県立村上高等女学校と改称した。第2次大戦後の1948年には新潟県立村上女子高等学校となり、翌1949年に農業課程を併設して新潟県立村上桜ヶ丘高等学校と改称し、今日に至っている。後に普通科を廃止するなど、同校の学科構成には若干の変遷があった。この間、逐次農場や演習林を確保・拡大してきた。2000年度現在では、農業科、林業科、農業経済科、商業科、情報処理科の5学科が設置されている。このうち農業科、林業科、農業経済科の3学科（各1クラス）が「農業に関する学科」、商業科（3クラス）、情報処理科（1クラス）の2学科が「商業に関する学科」である。

なお同校の農業に関する学科は、文部省の自営者養成農業高校の指定を受けていない。

以下に、村上桜ヶ丘高等学校の農業に関する学科に固有の編制等を整理してみる。

(2) 教育課程表

農業科、農業経済科の平成11（1999）年度入学者に適用される学科課程表のうち職業科目の部分は以下の通りである。なお、紙幅の関係で、農業経済科の教育課程表は全学年の総計のみを示す。また林業科の教育課程表は省略する。

農業科の教育課程

「生物工学基礎」は1989年に改訂された現行高等学校学習指導要領には記載されていない科目で、学校が独自に開設した科目である。

「農業基礎」は、農業に関する学科すべてにおいて履修させるとされてい

る科目（原則履修科目）である。

表1 農業科，農業経済学科の教育課程

			農 業 科				農業経済科
教科	科目	学年	1	2	3	計	計
普通科目計			19	18	16	53	53
農 業	農業基礎		4			4	4
	農業情報処理		2			2	4
	総合実習		2 (1)	2 (1)	2 (1)	6 (3)	6 (3)
	課題研究				2	2	2
	作物		2	2	2	6	4
	栽培環境				3×	3×	2
	農業経営			2	2	4	
	野菜			3△		3△	2
	果樹			3△		3△	
	草花			3△		3△	
	畜産			2	2	4	2
	農業機械					3×	3×
	生物工学基礎		2			2	2
農業会計			2	2	4	5	
農業経済						5	
食品流通						2	
職業科目計			12 (1)	13 (1)	15 (1)	40 (3)	40 (3)
特別 活動	H	R	1	1	1	3	3
	クラブ		1	1・0	2・1	2・1	2・1
合 計			33 (1)	33・32 (1)	32 (1)	96・97 (3)	98・97

注) △と×は選択科目，() は時間外総合実習を示す。

11年度入学生は1年次のクラブは1である。

「総合実習」には，6単位が当てられている他，教育課程表中の() 内に示された授業時間外の時間を当てることになっており，農業科の最も重要な科目の一つである。表の中の() は時間外総合実習で，時間割表には表されないけれども，履修単位としては計上される。

「作物」には6単位が当てられており，農業科の最も重要な科目の一つであ

る。

なお、これらの農業に関する科目は、工業関係の学科とは異なり、単なる座学の科目ではなく、それぞれの科目の中で随時実習を実施する点に特徴がある。

農業経済科の教育課程

農業経済科は、1986年に、従来の農業科2学級のうちの1学級を転換させて創設した学科である。新しい学科であるにもかかわらずその教育課程表は、農業科の「農業経営」「草花」「農業機械」がなく、代わりに「農業経済」（5単位）「食品流通」（2単位）が加えられているとはいえ、その教育課程の性格は実習科目が重要な位置を占めている点で、農業科のそれに酷似しているといえそうである。その背景には、農場（実習）の存在が重かったことを示唆しているように思われる。

(3) 職員構成

表2 新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の職員構成

区分	校長	教頭	教諭	養護教諭	実習教諭	実習助手	計	事務職員	農務員	学校技術員	常勤講師	非常勤講師
男	1	1	40		3	2	47	3	1	2	1	7
女			10	1	1		12	1			1	3
計	1	1	50	1	4	2	59	4	1	2	2	10

実習を含む農業科、農業経済科、林業科の専門科目を担当するのは、農業の教諭、実習教諭、実習助手及び常勤講師、非常勤講師である。工業高校などには見られない農場の維持管理のための農務員という職種が存在が注目される。農場の管理を担当する職員である。ただし「学校技術員」は旧来「用務員」と称されていた職種で、農業高校に固有の職種ではない。

(4) 校務分掌

校務分掌（の組織）においても「農業部」「商業部」ことに前者が大きな位置を占めている。農業部には、林業科を含む農業関係の全教職員が所属する。

(5) 農場等

同校には、七湊農場、高平農場、本丸農場のような農業科、農業経済科が利用する実習地と、林業科が利用する幾つかの演習林がある。農業高校に不可欠の農場は、通常、校舎から離れて配置されている場合が多いらしく、この村上桜ヶ丘高校が例外というわけではない。実習の時間（多くは午後）になると、生徒らは学校のバスで農場に移動する。

(6) 農場収入還元金制度の概要

農場の特別会計は、農業部門と林業部門に大別され、農業部門は野菜部、果樹部、草花部、作物部（主として稲作）、畜産部から構成されている。

前年度に、各部ごとに翌年度の収入・支出の予算をたてる。支出予算には、共通経費も含まれる。翌年度の予算は、それにしたがって令達される。

収穫物の販売についてみると、コメは農協に、畜産（牛、豚等）は業者に販売する。鶏卵、果樹、野菜等は職員等に販売する他、草花、野菜等は生徒がリヤカーを引いて、町中を振り売りするとのことである。これは、町の人々には人気があるらしい。

林業部門は、大きくなった樹木を販売する時には大きな収入があるが、通常は椎茸の売り上げくらいらしい。

収入が予算より多ければ、予定外の機械等を購入することができる。逆に、収入が予定（令達）額より少なくなりそうな場合には、各部ごとに実習に頑張り、また支出を切り詰めるなどの工夫をこらすことが必要になる。実際は、特別会計制度廃止前の数年は赤字続きで、県が一般会計から補填していたのではないかとはい。

(7) 農場収入還元金制度を撤廃し一般会計へ

新潟県では、平成6（1994）年度限りで「農水産高等学校実習費特別会計」を廃止し、平成7（1995）年度より、農業高校と水産高校の実習費も一般会計に移行した。

県当局に尋ねたわけではないので詳細は後日の課題としなくてはならない

が、村上桜ヶ丘高等学校の内山雄平氏は、県下の農業高校は、1990年代前半には新発田農業高校のみ収支のバランスがとれ、他の大半の農業高校はすでに収支のバランスにあまり拘泥しなくなった状況にあり、その他水産高校の実習費に大きな赤字が出た（そのために一般会計から穴埋めしなくてはならなくなった）からではないかと推測している³⁾。

移行に当たり、県教育委員会（以下、「県教委」と略す）は、「実習費の計上される（会計システムの上での——引用者）位置が変更されるだけであり、いままでとは変わるものではない。」「要求側から急激に耕作規模を縮小させたりすると、今まで無駄な投資をしていたことになり予算削減の原因となる。」「収入・支出の方法は、特別会計と一般会計では、変更になる点はない」と変化させないよう強調していた⁴⁾。これに対して現場からはそれなら何が変わるのかという不信の念が表明されたという。

ちなみに、新潟県より数年先んじて還元金制度を廃止した山形県教育庁の廃止に当たっての「通知」では、この改訂が「独立採算制の廃止」であることを明確にしていた⁵⁾。

いずれにせよ、この制度改定の結果、農業高校には支出に見合う収入をあげなくてはならないという制約はなくなった。実際、制度改定後数年後の平成11(1999)年度の新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の場合についてみれば、「農水産実習費」の支出は13,176,935円であったが、収入（款としては「財産収入」）は7,569,219円となっていた。

II 農場収入還元金制度の歴史の概要

(1) 実習収入還元金制度の法的基礎

現行の産業教育振興法（昭和26年法律第228号）の第四条は「国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う実験実習によって収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように務めなければならない。」と規定している。この条文がいわゆる実習収入還元金制度の法

的な基礎とされる。

この条文は、この法律案（原案では職業教育法）が国会（衆議院）に提出された際には農業高等学校長等の関係者の要求により原案の段階では存在したもので、参議院の審議の過程において日本教職員組合の強い反対を背景とした日本社会党の反対により削除された経緯がある。そのためこの条文は、1951年の成立当初には存在せず、翌1952年の産業教育振興法の第1回の改正で「第三条の二」として加えられたものである⁶⁾。さらに後の1985年の法改正に際して条文が整理され、現行の第四条となった。

条文通りに読むと、いわば素人判断では、実験実習に要する費用は、工業、商業などの学科と同じように一般会計から需用費として学校に配分されるが、他方、実習により収入があがった場合には、一般会計に納入するのではなく、特別会計に納入して翌年度の需用費に追加的に廻されるべきだとしているように推測される。

しかしこの条文に基づく運用の実態は、前述したように、前年に実習収入等や支出の計画書を提出し、それが翌年度の実習費として令達され、令達額に相当する収入を納入することが求められるシステムとなっている。しばしば100の支出に対して100の収入をあげることが要求される、などと称される所以である。

(2) 実習収入還元金制度の起源

農業科の場合、実習収入還元金制度は、戦前から存在していた。

たとえば高山昭夫は「農場収入還元金制度」の起源につき、これは、「一九二〇年代後半からの財政悪化にともない、農業学校の教育費を独立採算制度にしたことに由来する。たとえば千葉県においては、一九三二（昭和7）年十二月県条例によって『県立農学校特別会計管理規則』が制定され、従来一般会計の教育費の中で『農学校費』として扱っていたものが、一九三三年度から独立の特別会計として扱うようになった。」と述べている⁷⁾。

京都府の農業学校の実習費が特別会計に移行したのは1936年4月からだっ

たと言われる⁸⁾。また岡野登は「いわゆる還元金制度」の起源について、「全国的にはこの制度は昭和四、五年以降に発足したようである。」と書いている⁹⁾。このように農場会計の特別会計への移行の起源は府県別に異なるので、今後の調査にまたなくてはならない。

（3）戦後の農場実習の会計

都道府県立の職業高校の実験実習費は、原則的には、当該都道府県の一般会計から支出される。その他に、施設設備については、産業教育振興法による国の補助がある。農業高校も例外ではない。本稿では、この産業教育振興法による国の補助については、とくに必要がない限り言及しない。

しかし、学校農場に関する会計制度は、都道府県ごとに異なる場合が多いため、事情は複雑である。たとえば、この実習収入還元金制度は、産業教育振興法第三条の二の制定により全国一斉に始まったように思われがちであるが、実際はそうではないらしく、京都府の場合には、府の諮問に対する校長会の要望により、「昭和29年度から特別会計的な取り扱いによって、新たに実験実習費目を設けて、収入のあったものは原則として全額還元するとともに、収入の伴わない実験実習についても予算化がなされることになった。」とされている¹⁰⁾。

この記述はやや不明瞭で、一方に「収入の伴わない実験実習についても予算化がなされることになった。」とあるので一般の需用費のような扱いとされた如くであるが、それは一部のことで、他方に「特別会計的な取り扱い」「全額還元する」などとあるので、本稿にいう実習収入還元金制度に相当するものと思われる。

地方自治体の高等学校の実習経費は、地方交付税により最近では表3のように積算されている。これによれば、十分か否かは別として、少なくとも理屈のうえでは、都道府県が農場収入からの収益を期待しなくてもよいはずである。

表3 実験実習費等調（自治省交付税課）

平成11（1999）年度

課程	全 定	規模	実験実習費	雑収入	生徒1人当たり		差引 (A - B)
					実験実習費 A	雑収入 B	
			円	円	円	円	円
普通	全 定	600	1,277,000	0	2,128	0	2,128
		280	720,000	0	2,571	0	2,571
農業	全 定	600	15,141,000 農夫4人×5,290千円=21,160,000	473,000 (農夫分 245,000)	(実)25,235	(実・人)788	24,447
		280	7,374,000 農夫1人×5,290千円=5,290,000	236,000 (農夫分 81,000)	(実)26,336	(実・人)843	25,493
工業	全 定	600	28,861,000	105,000	48,102	175	47,927
		280	15,274,000	53,000	54,550	189	54,361
水産	全	480	141,882,000 実 9,962,000 船 131,920,000 水夫21人 上 8,920千円×7人 139,860,000 下 5,530千円×14人	94,500,000	(実)20,754		20,754
商業 家庭	全 定	600	3,991,000	0	6,652	0	6,652
		280	2,815,000	0	10,054	0	10,054
衛生 看護	全 定	120	900,000	0	7,500	0	7,500
		140	1,614,000	0	11,529	0	11,529

注) 第36回農教研資料 15-①による。

これを基礎として生徒数600人の全日制農業科の実験実習費のモデルを作ると、平成11年度には年額15,141,000円になるとされている¹¹⁾。

(4) 農場実習収入の実態

農業高等学校の農場実習の収入の一例として、村上桜ヶ丘高等学校の1977（昭和52）年度の農場実習の収入を示すと11,689,148円であった。その部門別内訳は以下の通りである。

穀物収入（1,674,680円）、そ菜収入（625,567円）、果樹収入（20,298円）、園芸収入（1,357,755円）、林産収入（491,890円）、家畜収入（7,099,285円）、家

農業高校における農場実習の特別会計（農場収益還元金制度）の動向

禽収入（318,303円）、加工品収入（101,370円）、合計11,689,148円。

またこの年の新潟県下の農業科を置く全高等学校19校の農場実習の収入合計は257,633,974円であった。この中には羽茂高等学校のように農場収入が2,494,242円に過ぎない小規模の学校も含まれているけれども、単純平均は1校あたり13,559,680円である。その中では、村上桜ヶ丘高等学校の収入は平均よりやや少ないといえる。

なおこの年の新潟県下の全農業高等学校からの農水産高等学校特別会計の収入（この中には水産高等学校116,630,682円をも含む）の合計は488,552,468円であった（これをAとする）。この中の前年度からの繰越金は390,930円。これに対してこの年の農水産高等学校特別会計の各学校への支出合計（この中には水産高等学校への117,651,453円をも含む）は376,158,158円であった（これをBとする）。この年の収支差額A－Bは、+112,394,310円で、これが次年度に繰り越された。

すなわち農業高等学校のみをとれば、支出258,506,705円、収入371,921,786円で、差引収入は+113,415,081円であった。（この項の数値は新潟県教育庁財務課の資料による。）

（5）問題点の顕在化——教職員組合の教育研究集会の議論から

農業高校の実習収入還元金制度は、実施後早くから教育現場では問題点が指摘されていた。その様子は、1951年に日本教職員組合により始められ、1960年（第9次）からは日本高等学校教職員組合と合同で毎年開催されてきた教育研究全国集会において高校職業教育の問題を扱う分科会にみることができる。

たとえば1962年の集会の報告では、農業実習は「『無償労働』という性格が強い。これを教育にさせない原因は、実習費に還元金制度が義務づけられているため、還元金のノルマ収入をあげる目的が前面にでて、実習のみならず、各教科を制約し、農業教育全体を曲げている実態が報告されたりした。」とされている¹²⁾。その翌1963年の第12次集会の技術教育分科会の高校分散

会の記事の中では、とくに「還元金について」という項がたてられて、詳細に述べられている¹³⁾。

これ以後も、日教組の教育研究全国集会さらには全日本教職員組合等の教育研究全国集会では、この農業高校の実習収入還元金制度に関する議論は、度々繰り返されてきた¹⁴⁾。ここでは、論点を尽くしていると思われる1971年の集会の討論の様子を掲げる¹⁵⁾。

「この問題（農業高校の問題——引用者）については、山形、山口、長崎、佐賀、広島、沖縄の六県の報告書を中心に討議をすすめた。沖縄を別として、あとの五県に共通しているのは、農業実習と農業教師の意識の問題であった。すなわち、農業実習の一形態である総合実習が生産第一主義に陥り、教育というより生徒の労働供与の場になり、生徒から不満が出るのも当然といわざるをえない状況がある。生徒の結集した要望の力で、ある程度の改革が行われたが、このようなわずかな改革すら『苦しい実習を通してこそ実力がつくのだから黙って働け。現在の会計制度では仕方がない』など農高の底流にある教師の意識が大きな障害になっている（山形）。農場運営の特殊性から、しばしば授業と実習がかけはなれたものになり、授業は講義中心で、実習は労働の提供に終わってしまう。これでは生徒の自主性も生まれず、学習意欲を低下させるばかりである——精神主義や勤労主義が表面に出て、収益を上げることが至上命令になっている。実習農場の会計制度が現状のまま維持される以上は教育としての実習はむずかしく、抜本的な改善を必要とする。一例として、基礎的な実験実習を主とする実験農場を設け、生徒が主体となって学習し、他方、生徒が補助的に参加し主として職員で経営される経営農場に分け、後者では経営による利潤の追求を行い、専門的な学習の場としたらどうか（山口）。現在の農場会計には多くの問題があるという点では皆の意見はほぼ一致するが、教育目標・農場規模などについては教師の考えに大きな幅がある。農業教師への評価が農場生産物の出来いかにによって決められ、農場運営においては失敗は許されないという意識が、農場実習を

単純作業的なものにし、生徒を労働力として安易に利用する傾向を生み出す要因になっている。農場実習を真に教育的なものに改革するには、制度的なものとの矛盾をつき、その改正を進めるとともに、教師の意識の切り替えを計る必要がある（長崎）。近代化のバスに乗り遅れないために、いささか長期展望に欠けた無計画な農場規模拡大を急いであらみがあり、それに対して教諭・助手・農場員の増員は全然なく、忙しさのみが倍増し、実験実習を無視した農場運営に終始せざるをえなくなってきた（佐賀）等々。——中略——

討議のなかで、上記報告以外の県からも農場実習や自営者養成高校のかかえている問題が明るみに出され、そのなかで、われわれはかかえている矛盾を学校内部で解消しようとしがちであることが問題になり、農場経営に赤字が出れば出たで外に出してしまうという割り切り方が必要ではないか、農場収益の減少や、卒業生の就農率の低下を苦にするような農業教師意識を捨てる必要があるなど、いくつかの重要な指摘がなされた。」

（6）農場実習収入還元金制度反対運動の動き

① 農場実習収入還元金制度が存続している背景

教職員組合主催の教育研究集会では、前述のように、農場実習収入還元金制度についての矛盾が度々指摘されてきた。しかし、すでにこの制度を撤廃して一般会計に移行した「先進的な」都府県が判明しているにもかかわらず、その教訓を生かすための廃止、移行の原動力ないし背景に関する詳細な報告は管見の限り知られていない。また、廃止、移行をめざす動きが大きな運動になった事例は、後述の長崎県の場合をのぞくと、筆者の視野には入って来ないので、廃止をめざす動きが活発化しない理由も判然としない。

いくつかの憶測を述べると、県当局の側には、農業高校に関する限り、財政面からこの還元金制度に一定のうまみがあることは否定できない。したがって、余程特別な事情が生まれぬ限り、県当局から廃止の動きは出にくい。特別な事情としては、赤字続きで特別会計が破綻している場合や下部組

合員の意向を汲んで教職員組合が強力な対教委との闘いを組織したような場合もあったであろうと思われる。また最近では、県教委が農業科やその関連学科の縮小、転換あるいは再編を進めようとする場合に、農場の収入をあてにする会計制度の仕組みが足枷になってきたという事情もあると思われる。

他方、実習収入還元金制度が農場実習に励みをもたらす面があることは否定できないから、農場長や学科主任などこの面で教育現場に大きな影響をもつ人々には、この制度を廃止する意向が見られない（ないし少ない）のではないと思われる。一般の教員にすれば多少の矛盾を感じていても、実習収入還元金制度の撤廃を要求することは実習に対する意欲が少ないなどと見られることを懼れて、外（教職員組合の研究会）などでは声をあげることではできても、内部では声を上げにくい事情（職場内の力学）が、筆者ら外部の者の想像を超える程に強く働いているのではないかと推測される。

実際、教職員組合の教育研究全国集会の討論においても、決して反対一色ではなかった。たとえば、1974年の第23次集会の討論では、「被害が少なければリンク制（実習収入還元金制度——引用者）もわるくない」というような発言があったとされ¹⁶⁾、また1971年の集会では、「われわれはかかえている矛盾を学校内部で解消しようとしがちであることが問題になり、農場経営に赤字が出れば出たで外に出してしまうという割り切り方が必要ではないか、農場収入の減少や、卒業生の就農率の低下を苦にするような農業教師意識を捨てる必要がある。」という指摘があったという¹⁷⁾。また全日本教職員組合等の教育研究全国集会の討論においても、「還元金制度には問題があるが、このシステムを当面利用することがベターではないか」という発言があったとされる¹⁸⁾。

② 高等学校教職員組合のとり組み

こうした中で、佐賀県など幾つかの県高教組が県教委交渉の場にこの農業高校の実習収入還元金制度撤廃問題を取りあげたと報告されているが、詳細は不明である。

日本高等学校教職員組合（以下、日高教と略す）は、組織としてこの問題を取りあげたことが知られている。

日高教では、本部に農場還元金制度検討委員会を組織して傘下組合員に対する実態調査を実施し、1992年6月には大会に対して「第1次中間報告」を提出した。さらに一部については全国農業教育研究会の協力を得て補足的な実態調査を実施し、1993年2月には「第2次中間報告」を提出した。これらの調査や中間報告を基礎として同委員会（大会資料では「農場還元金制度問題対策委員会」となっている）は、1993年6月の日高教第5回定期大会に「還元金制度改善の方向についての提言」を報告した。

その骨子は、「支出予算に対して、収入額を各権〔県のミスプリか〕・学校において日常的に拘束しないようにする。」というものである。なおこれには、「農業教育の改善を図るためには、『実験実習費の国の査定額を下回らない各自治体からの学校現場への令達』をはじめとした様々な教育条件の改善、それに私たち自身の意識改革も欠かせないことを付け加えておきたい。」という補足意見が付けられている¹⁹⁾。

③ 長崎県高等学校教職員組合のとり組み

前述した日高教の動きに関連して、長崎県高等学校教職員組合が「農業教育の改善に関する要求書」を掲げて1993年12月21日の県教委財務課と交渉し、いわゆる還元金制度の廃止を要求したことが知られている。同県高教組の要求は、以下のとおりであった²⁰⁾。

「①支出100に対して収入100となっている現行の農場会計制を改め、生産物の収入を支出と切り離すこと。②自治省の査定を大幅に下回って令達されている実験実習費を、当面、国の査定水準まで引き上げること。③農場運営の円滑化を計るため、産振予算を大幅に増額すること。④農場の生産基盤を整備すること。⑤農場補助員の待遇を大幅に改善すること。」

これに対して県教委は、「歳入も歳出も学校の要求通りに組んでいる。なぜ、困るのかなと思う。われわれの方からこれで組んでくれとは言っていない

い。増収があったからといって支出を増やすということもない。ある一定の基準は歳出・歳入ピシャッと見込んで出して欲しい。」などと回答し、特別会計廃止の方向は出されなかった。②の要求項目は、地方交付税の積算よりも長崎県からの支出が少ないことを指していると推測される。これに対する県教委の回答は、「交付税の積算単価と本県の予算の立て方は違う。我々が予算を取ってくるときは、あの手この手で取ってくるので、そういう形で比較されても当たらない。交付税の積算単価は中規模校で出されている。長崎県の場合、離島をかかえているので、行政費用がかかる。小規模校が多いと、単位規模でとっていった場合、不利になる。」というものであった。

管見の限りでは、この長崎県高教組以外に教職員組合が対応した事例に関する報告は知られていない。

教職員組合の動きに関連していえば、等しく特別会計（実習収入還元金制度）で運用されてきた水産高校の実習収入処理の問題と農場収入処理の問題とを結びつけて考えていない憾みがある。すなわち、同じ県が水産高校に関しては相次いで一般会計に移行している事態があるにもかかわらず、農場実習の収入に関してのみ特別会計に残されている矛盾が見過ごされている、と言えるのではないか。

(7) 還元金制度廃止の動き

東京都では、美濃部革新都政のもとで、教育現場からの矛盾の指摘に応えて1967年にこの実習収入還元金制度を廃止して一般会計の需用費に移行した。これを皮切りに、相次いで幾つかの府県で農業高校の実習収入還元金制度が廃止され、一般会計に移行した。

平成5（1993）年度の産業教育担当指導主事協議会においてこの問題を調査した報告によると、実状は次の通りであったとされる²¹⁾。

「①農場で必要とされる費用はすべて農場収入を財源としている」都道府県は5である。

「②農場の費用は農場収入を主たる財源とするが、一部は一般会計から支

出されている」都道府県は29で、このうち農場の費用全体に対する一般会計からの支出の割合が1割未満4、1割程度10、2割程度7、3割程度7、その他1、である。他方、「③農場会計は全額一般会計から支出され、たとえ農場収入が少なくても支出には影響しない」都道府県は13である、と報告されている。いずれの場合も、都道府県名は明らかでない。その後、新潟県はこの1993年調査の翌94年度限りで廃止したことが知られる。

なおこの1993年調査によると、農業科の実験実習費について、その全額を学校農場の収入に依存していない都道府県は13に過ぎないから、他の多くの道府県は、農業科の実験実習費が地方交付税により措置されているにもかかわらず、その全部又は一部を学校農場の収入に依存していること、なかでも、農業科の実験実習費の全額を学校農場の収入に依存している道府県は5県に上っていることを示している。

筆者が2000年9月8日（土）に全国高等学校農場協会事務局を訪ねて全高農振興局『平成11年度収入を伴う実習費の調査』をもとに尋ねたところ、「収入が予定額に達しない場合の処理方法」の質問項目に「特に影響なし」「特になし」「特に問題なし」などと回答している県は既に還元金制度を廃止したとみなせるとのことで、その他既に廃止したことが知られているのに今回回答を寄せなかった東京都、大阪府、長野県を加えると、還元金制度を採用していない都道府県は、秋田、山形、東京、神奈川、茨城、山梨、新潟、富山、長野、大阪、兵庫、奈良の12都道府県で、これに、「理由書の提出」と回答した埼玉県を加えると13都道府県となる。一般会計によることになっている都道府県は14のはずなのに13となっているのは、沖縄県が数えられていないためかも知れない²²⁾。

(8) 新たな矛盾

いわゆる少子化の影響で高校生の絶対数減少が進行する中で、高校農業科については、学科の廃止（廃校）、学級減、学科転換（総合学科への転換を含む）などの施策がドラスティックに進行している。ことに最も伝統的な学科

である農業科、園芸科、畜産科などの（学科転換等による）減少、農業そのものよりも流通などに傾斜した新しい学科の増加等は、学校農場のあり方にも影響を与えている。

たとえば1988年の日教組の第37次の教育研究全国集会では、「宮城（高）から、職業高校の学科転換とかかわって、CAD（コンピュータ支援設計）、NC（数値制御）、バイオテクノロジー関係には予算がつくが、現在の産振法基準にある基本的設備・備品の更新がむずかしくなっていること、農業科から産業技術科への転換にあたって、還元金制度はそのまま、工業技術系実習を農場収入でまかなうという不条理が強いられていることが報告された。これに関し、鈴木助言者から、技術科の条件整備問題が深刻で、討議の中心になるのは当然だが、職業高校における産振法基準無視、基礎的・基本的実習軽視も看過すべきでないことが強調された。」と報告されている²³⁾。

(9) まとめに代えて

本稿は、農業高校における実習収入還元金制度の概要を把握し、その廃止への動きの一端をとらえることを企図したものであるが、農場収入の扱い方としてのいわゆる還元金制度のありようは、都道府県ごとに異なっており、管見の限りその実態を調査した報告は知られていないので、本稿も、文字通り「研究ノート」の域を出ない。そのことを前提として、本稿をまとめるに際して、気づいたことを二三記しておく。

その一つは、制度を解明しようとする上での研究方法にかかわる問題である。

農業高校の実習収入の会計制度上の扱いに種々な問題を含んでいることは、直接に関係している当事者にはよく知られている（らしい）。しかし、長年にわたって実施され、したがって当事者にとっては当然に見える事柄をことさらに客観化して記述する習慣がないという教育関係者の弱点²⁴⁾が、この実習収入還元金制度の実態解明を著しく困難にしている。この実態を解明してその本質的な特徴を明らかにしたいという今回の筆者のいわば冒険的な試み

も、その意味ではごく一部をとらえたに過ぎないため、隔靴搔痒の感を免れない。

他の一つは、この制度が存続している背景を十分把握し得なかったことである。

都道府県（教委）当局にすれば、農場収入により農場運営が可能と見込まれる限り、この還元金制度の存続に魅力を感じていることは否定できない。これは、ある種の経済合理性に基づく判断といえよう。この経済合理性が破綻を来した場合には、独立した特別会計とする理由も失われる。大部分の都道府県の水産高校関係の実習会計が一般会計に移行していることは、この間の事情を示唆している。

学校現場に目を向けると、一般に、校長、学科主任、農場長レベルのいわゆる幹部職員は、農場実習を実験実習の役割のみにしぼると実習に対する教職員の意欲が低下することを危惧している、といわれる。しかしこの種の意見は、一部の幹部職員にとどまらないものでもあるように思われる。前述した1993年の日本高等学校教職員組合の還元金制度改革のための提言が、補足意見として「私たち自身の意識改革も欠かせないことを付け加えておきたい。」と述べていたことは、注目される。

学校現場では、実習収入還元金制度が農業実習の足枷になっていることを知りつつも、他方ではこの制度が学校現場の側にとっても一定の魅力になっていた事実も否定できない。例えば、山形県教育庁は、還元金制度を廃止する際の通知のなかで、「従来は、歳入決算額が歳出決算額を上回る場合、当該差額（以下「剰余金」という。）を学校別に整理し、高額な備品の購入計画等、臨時的な財政需要により必要経費が歳入見込み額を超える場合、当該剰余金の累計額の範囲内で歳出不足額に対応してきたところであるが」と述べていた²⁴⁾。本来は、「高額な備品の購入計画等、臨時的な財政需要」も一般会計や産振法の補助などでまかなうべきものであるが、財政事情や実習収入を当てにしてきた長年の慣行からみれば、一定の魅力となっていたと推測され

るからである。

高校全体の生徒数の減少が進行するなかで、農業高校の縮小、関連学科を含む農業科の学級減、学科再編等が全国的に進められていること、農業科の教育課程における実習を要する科目が縮小されていること等は周知のところであるが、農場実習をめぐるこうした条件の変化にもかかわらず、農場収入還元金制度が意外な程に存続していることが判明した。その意味で、特別会計（実習収入還元金制度）廃止の声が予想以上に小さいことは、筆者にとっては不可解なことであったことを告白せざるを得ない。

しかし、農業科を含む高校職業教育を再編する動きは急速であり、かつ2002年度から学校完全5日制が実施され、これに合わせて教育課程が全面的に改定されることを考えると、農場実習にも大きな変化が予想されるので、実習収入還元金制度も特別会計から一般会計への移行を含めてごく近い将来に変化が生まれるものと筆者は推測している。

たとえば本稿で取りあげた新潟県立村上桜ヶ丘高校の場合、2001年度に総合学科へ転換する予定と言われる。総合学科となれば、仮にその教育課程の一部に農業系列が展開されたとしても、現在の農場をそのままに経営できるとは考えられない。

- 1) 1999年度の『学校基本調査』によると、農業科の生徒数は116,805名で、うち私立高等学校の農業科に在籍する生徒数は274名、その学校数は3である。ちなみに国立の農業科はゼロである。
- 2) 宮原誠一編『農業の近代化と青年の教育』（1964年、農山漁村文化協会、31、356頁）は、教育研究者による数少ない指摘の一つである。しかし、文部省編『産業教育〇〇年史』には、この実習収入還元制度に関する記述は全く見られない。また国立教育研究所編『日本近代教育百年史9 産業教育（1）』及び同『日本近代教育百年史10 産業教育（2）』（1974年）の索引には、「実習収益」「還元金制度」はおろか「農場」の項目もない。もちろん本文に関連した記述はない。この巻を執筆した教育学研究者たちがこ

農業高校における農場実習の特別会計（農場収益還元金制度）の動向

- の種の問題を意識していなかったことを示唆している。
- 3) この推測には根拠がある。水産高校の実習収入の金額は大きい、同時に水産高校の実習船の運用には多額の費用がかかるから、赤字の額も大きい。このため、すでに多くの都道府県は水産高校の実習費については一般会計で処理しているからである。例えば、全国水産高等学校実習船運営協議会『総合資料 平成10年度』によると、特別会計で処理しているのは、富山県、鳥取県、高知県、熊本県の4県に過ぎない。このうち高知県の土佐海援丸を例にとると、平成9年度の決算では、歳出105,614千円に対して収入は57,057千円で、48,557千円は一般会計からの繰入金であった。
 - 4) (新潟県) 教育庁財務課「農水産高等学校実習特別会計の廃止に伴う対応について」H. 6. 6. 17による。
 - 5) (山形県) 教育庁財務課長「平成5年度当初予算以降における農業実習費の取扱い及び平成5年度農業実習費に係る当初予算関係資料の提出について」平成4年11月5日による。
 - 6) この間の経緯については、佐藤史人の未発表論文による。
 - 7) 碓井正久監修・高山昭夫『日本農業教育史』1981年、社団法人農山漁村文化協会、239～240頁。
 - 8) 『京都府産業教育七十年史』1959年、356頁。
 - 9) 岡野登『実践農業教育論』1983年。
 - 10) 『京都府産業教育七十年史』1959年、357頁。なお、『△△県産業教育〇〇年史』の類の書物は少なくないが、管見の限り、農場の実習収入還元金制度に言及しているのは、この京都府のそれのみであった。
 - 11) 農教研資料第36回農15-②による。
 - 12) 『日本の教育 第11集』1962年、140頁。
 - 13) 『日本の教育 第12集』1963年、145頁。
 - 14) 管見の限り、農業高校の実習収入還元金制度に関する議論がみられるのは次の通りである。日本教育職員組合編『日本の教育 第11集』1962年、140頁。『同 第12集』1963年、145頁。『同 第15集』1966年、177～180頁。『同 第17集』1968年、192頁。『同 第20集』1971年、334～335頁。『同 第21集』1972年、294頁。『同 第22集』1973年、205頁。『同 第23集』1974年、208～209頁。『同 第25集』1976年、192頁。『同 第27集』1978年、219～220頁。『同 第28集』1979年、209頁。『同 第29集』1980年、228頁。『同 第32集』1983年、213頁。『同 第33集』1984年、221～222頁。『同 第37集』1988年、165～166頁。『同 第49集』2000年、212～214頁。全日本教育職員組合等の主催する教育研究全国集会でもこの問題は次のように繰り返し取りあげられた。『日本の民主教育'94(1993年度教育研究全国集会報告書)』1994年、153～154頁。『日本の民主教育'95』1995年、143頁。『日本の民主教育'96』1996年、132頁。『日本の民主教育'97』1997年、146～147頁。
 - 15) 『日本の教育 第20集』1971年、334頁下段～335頁上段。
 - 16) 『日本の教育 第23集』1974年、208頁～209頁。
 - 17) 『日本の教育 第20集』1971年、334頁～335頁。

- 18) 『日本の民主教育'97 (1996年度教育研究全国学会報告)』146～147頁。
- 19) 『日本高等学校教職員組合第5回定期大会資料』(1993年6月)による。
- 20) 長崎県高等学校教職員組合の記録による。
- 21) 佐藤順彦「農業高校における学校農場の現状と課題(5)」『産業教育』1994年3月号による。
- 22) 佐藤史人によると、沖縄県は復帰当初から一般会計であったがその仕組みはやや複雑とのことである。
- 23) 『日本の教育 第37集』(1988年), 165～166頁。
- 24) (山形県) 教育庁財務課長「平成5年度当初予算以降における農業実習費の取扱い及び平成5年度農業実習費に係る当初予算関係資料の提出について」平成4年11月5日による。

[謝 辞]

本稿をまとめるについては、高等学校農場協会事務局長石井稲吉氏、全国農業教育研究会の相原昭夫氏、新潟県立村上桜ヶ丘高等学校の内山雄平氏、日本高等学校教職員組合の石川諭紀子氏、和歌山大学(前名古屋大学大学院発達科学研究科)の佐藤史人氏のお世話になった。また本稿は、平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(c)(2))による「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」の研究成果の一部である。記して謝意を表する。